

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
(公印省略)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）  
の施行について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号。以下「改正法」という。）については、第190回通常国会において平成28年5月24日に成立し、同年6月3日に公布され、この改正法による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）等の改正事項について、平成30年5月1日から施行することとされた。

また、この改正法の施行に関し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成29年政令第292号）が平成29年11月27日、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成29年厚生労働省令第134号。以下「整備省令」という。）が平成29年12月22日に公布され、平成30年5月1日から施行することとされたところである。

法、中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号。以下「令」という。）及び中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「則」という。）等の改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺漏なきようにするとともに、今回の制度改正の趣旨を踏まえ、共済契約者等への改正内容の周知を行うなど、制度の円滑な施行のため所要の取組みに努められたい。

記

第1 改正の趣旨

会社合併等の事業再編の活発化といった最近の企業活動の状況を踏まえ、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、会社合併等の後も引き続き共済契約者が中小企業者である場合に、その合併等に伴う中小企業退職金共済制度と企業年金制度との間の資産移換を行うことを可能とする等の措置を講ずるものである。

第2 共通事項

本通知における用語の定義は、以下のとおりとすること。

- (1) 中退共  
中小企業退職金共済制度のうち、中小企業の常用雇用者を対象とした退職金共済制度をいう。
- (2) DB  
確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項に規定する確定給付企業年金をいう。
- (3) 企業型DC  
確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する企業型年金をいう。
- (4) 個人型DC  
確定拠出年金法第 2 条第 3 項に規定する個人型年金をいう。
- (5) 企業年金制度  
DB 又は企業型DCをいう。
- (6) 機構  
独立行政法人勤労者退職金共済機構をいう。
- (7) 資産管理運用機関等  
確定給付企業年金法第 30 条第 3 項に規定する資産管理運用機関等又は確定拠出年金法第 2 条第 7 項第 1 号ロに規定する資産管理機関をいう。
- (8) 合併等  
確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項、確定拠出年金法第 54 条の 5 及び法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等をいう。

### 第 3 改正の内容

#### 1. 企業年金制度から中退共への資産移換

##### (1) 趣旨

中退共を実施する事業所と企業年金制度を実施する事業所が合併等を行い、合併等をした後の 1 つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる制度が適用される 2 つの従業員グループが併存する場合に、当該中小企業において中退共のみを実施することとした場合には、企業年金制度から中退共への資産の移換を可能とすること（確定給付企業年金法第 82 条の 4、確定拠出年金法第 54 条の 5 及び法第 31 条の 3 関係）。

##### (2) 手続等

① 機構に対して法第 31 条の 3 第 1 項に規定する資産の移換の申出（以下「対機構移換申出」という。）ができる事業主

対機構移換申出は、事業主が資産管理運用機関等に対して、確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項又は確定拠出年金法第 54 条の 5 の規定に基づき資産の移換を申し出る（以下「対資産管理運用機関等移換申出」という。）日と同日付で機構と退

職金共済契約を締結した事業主（以下「新規契約事業主」という。）のほか、同日より前から、機構と退職金共済契約を締結していた事業主（以下「従前契約事業主」という。）も行うことができること（法第 31 条の 3 第 1 項及び第 6 項並びに則第 69 条の 11 第 2 項関係）。

## ② 事業主の手続

資産移換を希望する事業主は、次に掲げる手続が必要となること。

ア 事業主は、実施する企業年金制度の加入者である従業員の意向を確認し、中退共に加入する者に係る加入者資格の喪失の規約の変更手続（合併等を契機として中退共への資産移換ができる旨の規約の変更を含む。）を行うこと。

また、資格喪失者の同意を得た上で、対資産管理運用機関等移換申出の手続を行うこと。

イ 新規契約事業主は、中退共に加入するため、専用の退職金共済契約の申込書（以下「専用退職金共済契約申込書」という。）等を機構に提出する必要があるため、合併等をしたことを証する書類（事業主がアのとおり規約の変更を行う場合に地方厚生局に提出する当該書類の写し）を事前に機構に提出し、機構から必要な書類の送付を受けること。

従前契約事業主は、専用退職金共済契約申込書の提出は不要だが、退職金共済契約の申込み時点で既に資産移換を希望している場合は、新規契約事業主と同様に、専用退職金共済契約申込書等を機構に提出する必要があるため、対資産管理運用機関等移換申出より前に、機構に合併等をしたことを証する書類（事業主がアのとおり規約の変更を行う場合に地方厚生局に提出する当該書類の写し）を提出し、機構から必要な書類の送付を受けること。

ウ 新規契約事業主は、合併等を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間に行われる対資産管理運用機関等移換申出の日と同日付で専用退職金共済契約申込書を機構に提出し、併せて対資産管理運用機関等移換申出を証する書類を提出すること（従前契約事業主がその従業員を対資産管理運用機関等移換申出の日と同日付で新規に中退共に加入させる場合も同様。）。

なお、企業年金制度の加入者であった期間と中退共の加入期間との間に空白の期間や重複期間が生じないことが望ましいことから、同日を月の初日付とし、企業年金制度の資格喪失日も同日付とすること（則第 69 条の 11 第 1 項～第 3 項関係）。

エ 事業主は、DB の場合には必要に応じて資産管理運用機関等から、企業型 DC の場合には確定拠出年金法第 17 条に規定する企業型記録関連運営管理機関等から、機構に移換する資産の額（以下「移換額」という。）等の報告を受け次第速や

かに、機構に対機構移換申出の申出書を提出することとし、当該申出書には次の事項を記載すること（則第69条の10第1項関係）。

- (i) 事業主の氏名又は名称及び住所
  - (ii) 事業主の雇用する従業員（確定給付企業年金法第82条の4第1項又は確定拠出年金法第54条の5に定める同意を得た者に限る。）の氏名
  - (iii) 退職金共済契約の効力が生じた日
  - (iv) 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額
  - (v) 資産管理運用機関等の名称
  - (vi) 移換額及びその総額
  - (vii) 従業員ごとの移換額の算定の基礎となった期間の開始日及び移換額の算定の基礎となった期間の月数
  - (viii) その他申出に関し必要な事項
- (注) 上記の事項の記載に当たっては、次の点に留意すること。

(ii) について：対機構移換申出日時点において雇用している従業員に限り、対機構移換申出日より前に退職等によって雇用関係が終了している従業員は不可。

(iii) 及び(iv) について：従前契約事業主においては不要。

(vii) について：移換額の算定の基礎となった期間の月数には、当該移換額に他制度（企業型DC、個人型DC、DB等）から移換された額が含まれている場合には、当該他制度から移換された額の算定の基礎となった期間の月数を含む。

オ 事業主はエの対機構移換申出を行う際には、次の書類を添付する必要があること（則第69条の10第2項関係）。

- (i) 企業年金制度を実施していたことを証する書類
  - (ii) 移換額の移換に係る確定給付企業年金法第6条第1項の厚生労働大臣の承認若しくは同法第16条第1項の厚生労働大臣の認可又は確定拠出年金法第5条第1項の厚生労働大臣の承認を受けたことを証する書類
  - (iii) エ(ii)の従業員が企業年金制度の資格を喪失したことを証する書類
  - (iv) エ(ii)の従業員が確定給付企業年金法第82条の4第1項又は確定拠出年金法第54条の5に定める同意をしたことを証する書類
  - (v) エ(vii)の日及び月数を証する書類
  - (vi) 事業主が対資産管理運用機関等移換申出をしたことを証する書類
- (注) 上記の事項の記載に当たっては、次の点に留意すること。

(i) について：DBの場合、移換額の移換に係る変更の承認又は認可を受けた確定給付企業年金法第3条第1項に規定する規約の写し、企業型DCの場合、移換額の移換に係る変更の承認を受けた確定拠出年金法第4条第3項に規定する企業型年金規約の写しを提出

する。

(vi)について：新規契約事業主については、ウのとおり、既に提出をしていることから不要であり、従前契約事業主のみ提出する。

カ 機構は資産管理運用機関等から移換額の移換を受けたときは、その旨を事業主に通知すること。また、通知を受けた事業主は、その旨を当該移換額の移換に係る従業員に対し通知しなければならないこと（法第31条の3第5項関係）。

③ 法第31条の3第1項に規定する契約（以下「資産移換契約」という。）

ア 事業主から対機構移換申出が行われるより前に、機構と資産移換を行う資産管理運用機関等との間で資産移換契約が締結されている必要があること。

なお、当該資産移換契約は、事業主ごとに締結する必要はなく、当該資産管理運用機関等に事務を受託する事業主全てについて効力を有する旨の内容とすること。

イ 資産移換契約においては、次の事項を定める必要があること（則第69条の9関係）。

(i) 資産管理運用機関等は、事業主が対機構移換申出をした場合は、当該事業主に係る移換額の総額を一括して機構に移換すること。

(ii) (i)の移換は、機構が振込先の口座を指定した日から起算して60日以内に行わなければならないこと。

(3) 退職金及び解約手当金の減額の取扱い

① 移換額の移換が行われた場合の退職金の減額の取扱い

資産移換が行われる企業年金制度においては、加入者自らが拠出した掛金に係る資産が含まれている可能性があり、法第10条第5項の規定により行われる退職金の減額について、共済契約者が拠出した掛金以外に係る当該移換された資産に係る退職金までも減額することは適切ではないことから、減額できる退職金の額から当該移換額に係る退職金の額を差し引くよう措置すること（則第19条関係）。

② 移換額の移換が行われた場合の解約手当金の減額の取扱い

①と同様に、法第16条第2項又は第4項の規定により行われる解約手当金の減額について、共済契約者が拠出した掛金以外に係る当該移換された資産に係る解約手当金までも減額することは適切ではないことから、減額できる解約手当金の額から当該移換額に係る解約手当金の額を差し引くよう措置すること（則第30条関係）。

(4) 掛金負担軽減措置

① 加入促進のための掛金負担軽減措置

対機構移換申出を行う事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用されないこと（則第 69 条の 11 第 5 項関係）。

(注) 退職金共済契約の締結後、対機構移換申出を行わないこととした場合においても、加入促進のための掛金負担軽減措置を改めて適用することはしない。

また、既に掛金負担軽減措置の適用を受けていた事業主が、対機構移換申出を行った場合は、当該掛金負担軽減措置が取り消されること（則第 69 条の 11 第 6 項）。

機構は、移換額の移換を希望する事業主に対し、これらの取扱いについて予め説明を行う必要があること（則第 69 条の 11 第 4 項関係）。

(注) 上記の加入促進のための掛金負担軽減措置の取消しが行われた場合は、機構は事業主に対し掛金の追納期限を示すこととし、当該取消後から掛金を追納するまでの期間において被共済者が退職した場合は、被共済者の退職金の受給権保護の観点から、事業主の掛金の納付が完了するまでの間、退職金の支払いを猶予することを認めることとする。

なお、事業主が当該期限内に掛金を納付した場合は割増金の納付は不要となる。

また、当該期限を超過した場合は割増金の納付が必要となるが、その場合の割増率は通常の掛金未納の場合と同率とする。

## ② 掛金月額増加のための掛金負担軽減措置

対機構移換申出を行った事業主に対しても、掛金月額増加のための掛金負担軽減措置は適用されること。

## ③ 経過措置

①の措置は、施行日（平成 30 年 5 月 1 日）以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、同日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によること（整備省令附則第 4 条関係）。

## (5) 退職金等の算定方法等

① 機構に移換額が移換された場合の退職金の算定は、被共済者ごとの新規加入（対資産管理運用機関等移換申出日と同日付で中退共に加入した場合）又は従前加入（対資産管理運用機関等移換申出日より前から中退共に加入していた場合）の区分に応じ、次のとおり行うこと（法第 31 条の 3 第 2 項、第 3 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項、令第 10 条第 1 項～第 6 項、第 8 項、第 9 項、則第 69 条の 12、第 69 条の 13、第 69 条の 14 関係）。

ア 新規加入者に係る退職金共済契約の退職金等の算定

(i) 基本退職金及び付加退職金の算定

移換額の算定の基礎となった期間の月数を上限とした月数を掛金納付月数に通算することとし、この場合における退職金共済契約は、当該退職金共

済契約を締結した日の属する月から当該通算月数分遡った月に効力が生じたものとみなして、基本退職金及び付加退職金（平成4年4月以後の計算月に係る期間に限る。）を算定すること。

なお、上記の掛金納付月数に通算する月数の算定は、機構において財政負担が生じることのないように、当該月数に係る責任準備金に相当する金額に、当該通算する月数の期間に係る付加退職金に相当する金額を加えた金額に基づき行うこと。

具体的には、掛金納付月数への通算に係る額は、次の式（以下「算出式」という。）に基づき算出し、その額は、移換額の範囲内において、掛金納付月数へ通算される月数を最大とすることができる額とする。

算出式におけるAの額に対応する令別表第五の規定に基づき定まる月数が、掛金納付月数へ通算される月数（企業年金制度からの移換額の算定の基礎となった月数が上限）となる。

$$A \times P / 1000 \times 1.01^{t/12} + B$$

A： 各月数に対応する令別表第五の下欄に定める金額

P： 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t： 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から移換額の移換を受けた日の属する月までの月数

B： 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し移換額の移換を受けた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第10条第2項第3号ロの規定により算定される金額（付加退職金相当額）

(注1) 算出式における「1.01」とは、現在の中退共の予定運用利回りに相当するものとして規定しており、当該利回りを改定した場合には同様に改定するものである。

(注2) 従業員が次の通算制度を利用した場合は、通算する掛金納付月数の期間が重複することを避けるため、掛金納付月数への通算はせず、移換額の全額を残余額とする。

a 法第18条に基づく中退共間の通算

b 法第55条に基づく特定業種退職金共済制度と中退共間の通算

c 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第36条第1項に基づく解散存続厚生年金基金から中退共への通算

(注3) 上記a～cのほか、法第30条に基づく特定退職金共済制度からの個人単位の資産の移換、法第31条の2に基づく廃止した特定退職金共

済制度からの事業主単位の資産の移換等の通算制度との併用を行うことができる。この場合の退職金の算定は、それぞれの通算制度における退職金の算定根拠規定に基づき算定された退職金の額に残余額又は元利合計額を加えることにより算定するものとする。

(ii) 残余額

移換額から(i)のとおり通算した額を控除した残余の額が生じた場合は、機構が移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、中退共の予定運用利回りに相当する利率(現在は年1.0%)に付加退職金支給率に相当する利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額を退職金として支給すること。

(iii) 解約手当金

解約手当金の金額は、上記の例により算定された額とすること(法第31条の3第4項関係)。

イ 従前加入者に係る退職金共済契約の退職金等の算定

従前加入者における退職金共済契約の退職金は、掛金納付月数への通算は行わず、基本退職金及び付加退職金の金額に加え、移換額について、機構が資産の移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、中退共の予定運用利回りに相当する利率(現在は年1.0%)に、付加退職金支給率に相当する利率を加算した利率の複利により計算して得た元利合計額を加算した額を支給すること(法第31条の3第7項関係)。

解約手当金の金額は、上記の例により算定された額とすること(法第31条の3第8項関係)。

② 退職所得控除に係る勤続年数の算定等

ア 企業年金制度では加入者による拠出が認められており、企業年金制度から移換される資産には当該加入者拠出分の資産が含まれている場合があるが、移換後機構から支給される退職金について、当該加入者拠出分の資産に係る分を含む全てを所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第72条第3項第2号に規定する退職手当とみなす一時金に該当するものとして課税対象とすること。

イ 退職所得控除の算定基礎となる勤続年数の算定は、通算後の掛金納付月数に基づき行うこと。ただし、従前加入者については、掛金納付月数への通算が行われないため、掛金納付月数に移換額の算定の基礎となった期間を加算した月数(重複期間を除く。)に基づき、勤続年数の算定を行うこと(所得税法施行令第69条第1項第2号関係)。



(注) 新規加入者について、掛金納付月数に通算されなかった法第 31 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する計算後残余额は、勤続年数の算定の根拠には含まない。

また、上述の 1.(5)①ア(i) (注 2) の a～c の通算を利用した場合において移換額の全額が残余额となった場合は、当該残余额は勤続年数の算定の根拠には含まない。(これらの取扱いは、解散した厚生年金基金及び廃止した特定退職金共済制度からの資産移換の場合と同様。)

## (6) 経過措置

「1. 企業年金制度から中退共への資産移換」は、施行日（平成 30 年 5 月 1 日）以後に合併等が行われた場合に適用すること（改正法附則第 5 条第 4 項、第 6 条関係）。

## 2. 中退共から企業年金制度への資産移換

### (1) 趣旨

中退共を実施する事業所と企業年金制度を実施する事業所が合併等を行い、合併等をした後の 1 つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる制度が適用される 2 つの従業員グループが併存する場合に、当該中小企業において企業年金制度のみを実施することとした場合には、中退共から企業年金制度への資産の移換を可能とすること（確定給付企業年金法第 82 条の 5、確定拠出年金法第 54 条及び法第 31 条の 4 関係）。

### (2) 合併等

中退共の解約手当金相当額の移換が可能となる合併等とは、下記の場合とすること。

(注) 以下には法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等について詳述するが、確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項及び確定拠出年金法第 54 条の 5 に規定する合併等も同様の趣旨である（確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 96 条の 7 及び確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 31 条の 5 関係）。

① 共済契約者が確定給付企業年金法第 4 条第 1 号に定める実施事業所又は確定拠出年金法第 3 条第 3 項第 2 号に定める実施事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主でない場合は、下記ア～カのいずれかの行為をした場合とすること（則第 69 条の 15 第 1 項第 1 号関係）。

ア 実施事業所の事業主との会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 27 号に規定する吸収合併

イ 実施事業所の事業主との会社法第 2 条第 28 号に規定する新設合併

ウ 会社法第 2 条第 29 号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、実施事業所の事業主にしてその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

エ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、実施事業所の事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

オ 実施事業所の事業主と共同して行う会社法第2条第30号に規定する新設分割

カ 実施事業所の事業主と会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等(当該共済契約者に使用される被共済者又は当該実施事業所の事業主に使用される加入者若しくは企業型年金加入者に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。以下同じ。)に係る契約を締結するもの

(注) 今般措置される資産移換の趣旨は、合併等に伴い1つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる2つの制度が併存する場合に、いずれかの一方の制度に統一することを可能とするものであることから、一方の制度からの資産移換が行われる場合に、資産移換を受ける側の制度からも資産移換を行うこと等により、双方の制度が併存する状態が続くような取扱いは認められない(なお、資産移換の手続において、被共済者の資産移換の同意が得られないこと等により、結果的に双方の制度が併存する場合は認められる。)

したがって、①の場合、相手方となるア～カの実施事業所の事業主は、確定給付企業年金法第82条の4第1項又は確定拠出年金法第54条の5の規定による申出をしようとする者を除き、当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合にあっては、法第31条の4第1項の申出をしようとする者に限ることとする(則第69条の15第1号イ関係)。

② 共済契約者が実施事業所の事業主である場合は下記ア～カのいずれかの行為をした場合とすること(則第69条の15第1項第2号関係)。

ア 実施事業所の事業主でない他の共済契約者(以下「相手方共済契約者」という。)

又は共済契約者でない実施事業所の事業主(以下「相手方実施事業所事業主」という。)との会社法第2条第27号に規定する吸収合併

イ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第2条第28号に規定する新設合併

ウ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

エ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

オ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第2条第30号に規定する新設分割

カ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

(注) ①と同様、今般措置される資産移換の趣旨を踏まえ、相手方共済契約者は法第 31 条の 4 第 1 項の申出をしようとする者に限り、相手方実施事業所事業主は確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項又は確定拠出年金法第 54 条の 5 の規定による申出をしようとする者を除くこととする(則第 69 条の 15 第 2 号イ関係)。

なお、同様の趣旨から、資産の移換を受けることができる企業年金制度の要件として、DBについては、資産管理運用機関等が法第 31 条の 4 第 1 項の申出をする共済契約者から確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項の規定による申出をされていないこととし、企業型DCについては、資産管理機関が法第 31 条の 4 第 1 項の申出をする共済契約者から確定拠出年金法第 54 条の 5 の規定による申出をされていないこととする(則第 69 条の 17 第 1 号ハ及び同条第 2 号ロ関係)。

また、同様の趣旨から、合併等より前に実施していなかった制度を合併等を契機として新たに実施して移換することを認めることは適切ではないため、資産の移換を受けることができる企業年金制度は、合併等より前に実施していたものとする(則第 69 条の 17 第 1 号ニ及び同条第 2 号ハ関係)。

③ ①ア～カ及び②ア～カについて、会社法以外の法令に基づくこれらに相当する行為をした場合も含むこととすること(則第 69 条の 15 関係)。

(注)中退共及び企業年金制度については、会社法に規定される会社以外でも加入することが可能であるため、会社法以外の法令に基づく合併等に相当する行為についても、合併等をしたものとして認められる場合があり、相当する行為か否かについては、共済契約者から提出される合併等をしたことを証する書類等を確認の上個別に判断することとなる。

### (3) 手続等

① 機構から資産の移換を受けることができるDBの要件は下記のとおりとすること(則第 69 条の 17 第 1 号イ・ロ関係)。

ア 解約手当金相当額の移換に伴い、移換に係る被共済者の給付を増加させ、当該増加する給付に要する費用の通常予測に基づく予想額の現価(以下「通常予測給付現価」という。)の額が、機構から移換される解約手当金相当額の総額を下回ってはならないこと。

(注) 仮に不足金が生じているDBに対し解約手当金相当額を移換する場合でも、当該解約手当金相当額を当該不足金の償却に充当する等の扱いは認められない。

イ 法第 31 条の 4 第 1 項の規定により機構が移換する解約手当金相当額は、同項の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであ

ること。

ウ 今般の資産移換の趣旨及び従業員間の衡平に鑑み、DBにおける加入資格の取得期間（待期期間）は原則定めないものであること。待期期間を定める場合であっても、今般の資産移換を行う被共済者であった者については、待期期間を設けないよう経過措置を定めるものであること。

② 機構から資産の移換を受けることができる企業型DCの要件は下記のとおりとすること（則第69条の17第2号イ関係）。

ア 法第31条の4第1項の申出に係る被共済者に係る解約手当金相当額の全額が、同項の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

イ 今般の資産移換の趣旨及び従業員間の衡平に鑑み、企業型DCにおける加入資格の取得期間（待期期間）は原則定めないものであること。待期期間を定める場合であっても、今般の資産移換を行う被共済者であった者については、待期期間を設けないよう経過措置を定めるものであること。

③ 共済契約者の手続

解約手当金相当額の移換を希望する共済契約者は、次に掲げる手続が必要となること。

ア 合併等をした共済契約者は、資産の移換のための手続を行う前に、合併等をする前の共済契約者から退職金共済契約の継続の手続を行う必要があること。なお、この場合に共済契約者が中退共と新規契約した場合であっても、当該退職金共済契約の被共済者の全てが当該資産の移換に係る退職金共済契約の解除に同意し、解除をする場合には、掛金負担軽減措置の適用は受けられないこと（則第69条の16第4項関係）。

（注） 通常、共済契約者に対しては、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して4月目から掛金負担軽減措置が適用されるため、上記の場合に該当するか否かについて、掛金負担軽減措置の適用が始まるまでに機構が判断し、上記の場合に該当することにより、当該措置の適用を受けられない共済契約者の掛金の追納が生じないように、合併等をした日以後に中退共と新規契約した共済契約者は、その退職金共済契約の効力が生じた日以後3月以内にはイの通知を行うよう努めること。

なお、仮に共済契約者の掛金の追納が生じる場合には、機構は事業主に対し掛金の追納期限を示すこととし、事業主が当該期限内に掛金を納付した場合は割増金の納付は不要となる。また、当該期限を超過した場合は割増金の納付が必要となるが、その場合の割増率は通常の掛金未納の場合と

同率とする。

イ 共済契約者は被共済者である従業員の意向を確認し、移換に係る退職金共済契約の解除につき同意を得た被共済者について、機構に対し、解除希望月を記載した専用の退職金共済契約の解除の通知書（以下「解除通知書」という。）を提出し、退職金共済契約の解除の通知を行うこと（法第 8 条第 3 項第 1 号、則第 10 条関係）。

（注） 解約手当金相当額の移換に係る退職金共済契約の解除に同意した被共済者についてのみ手続を行うものであり、仮に同意しない被共済者又は移換先制度である企業年金制度の加入者資格を有さない被共済者がいた場合には、当該被共済者について引き続き退職金共済契約を継続することができる。また、この際、資産移換には同意しないものの、退職金共済契約の解除に同意した被共済者については、法第 8 条第 3 項第 1 号の規定に基づき退職金共済契約が解除され、法第 16 条に基づく解約手当金（則第 30 条第 2 項に基づく減額が行われる。）が支給される。

ウ 共済契約者は、被共済者にイの退職金共済契約の解除の同意を得る際には、特に次の事項について十分に説明を行う必要があること（則第 69 条の 16 第 2 項関係）。

- (i) 資産移換先となる企業年金制度の概要
- (ii) 移換される解約手当金相当額は、法第 16 条第 4 項に基づく減額が行われない額であること
- (iii) 移換せずに解約手当金相当額を受け取る場合、当該解約手当金相当額は、法第 16 条第 4 項に基づく減額が行われた後の額であること
- (iv) 資産移換先となる企業年金制度の規約により加入者範囲から外れる者がいる場合は当該者にその旨、ただし、その場合には中退共を継続することが可能であること
- (v) 被共済者は解除の同意をしない場合には、中退共を継続することが可能であること
- (vi) その他資産移換に際して留意すべき事項

エ 共済契約者はイの通知を行う際には、次の書類を添付する必要があること（則第 69 条の 16 第 3 項関係）。

- (i) DBに移換する場合
  - ・ 確定給付企業年金法第 3 条第 1 項に規定する規約の写し
  - ・ （今般の資産移換に伴い新規にDBを実施する場合）確定給付企業年金法第 3 条第 1 項第 1 号の厚生労働大臣の承認又は同項第 2 号の厚生労働大臣の認可を受けたことを証する書類
  - ・ （今般の資産移換を行う前からDBを実施していた場合）確定給付企業年

金法第 6 条第 1 項の厚生労働大臣の承認又は同法第 16 条第 1 項の厚生労働大臣の認可を受けたことを証する最新の書類

(ii) 企業型DCに移換する場合

- ・ 確定拠出年金法第 4 条第 3 項に規定する企業型年金規約の写し
- ・ (今般の資産移換に伴い新規に企業型DCを実施する場合) 確定拠出年金法第 3 条第 1 項の厚生労働大臣の承認を受けたことを証する書類
- ・ (今般の資産移換を行う前から企業型DCを実施していた場合) 確定拠出年金法第 5 条第 1 項の厚生労働大臣の承認を受けたことを証する最新の書類

(iii) (i)及び(ii)のいずれの場合も共通

- ・ 法第 8 条第 3 項第 1 号の同意があったことを証する書類
- ・ 法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等をしたことを証する書類

オ 共済契約者がイの通知をした場合、機構は、解除通知書に記載のある解除希望月の末日に退職金共済契約を解除することとし、解除日の翌日、共済契約者に対して「解約手当金決定額による移換被共済者の申出書」及び必要な書類を送付すること。

カ 共済契約者は、法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等をした日から起算して 1 年以内で退職金共済契約の解除日の翌日から起算して 3 月以内に、機構に解約手当金相当額の移換の申出に係る申出書を提出することとし、当該申出書には次の事項を記載すること（則第 69 条の 16 第 1 項関係）。

- (i) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (ii) 資産移換申出に係る被共済者の氏名
- (iii) 資産移換申出に係る被共済者の住所
- (iv) 企業年金制度の名称
- (v) 企業年金制度を実施した年月日
- (vi) 資産管理運用機関等又は資産管理機関の名称及び住所
- (vii) 資産管理運用機関等又は資産管理機関の預金口座のある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号

(注 1) 上記の事項の記載等に当たっては、次の点に留意すること。

(iii)について：機構が必要ないと認めるときは、住所の記載を省略することができる。

(v)について：当該共済契約者が合併等により実施事業所となった年月日を記載する。

(注 2) 法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等をした日とは、合併等の効力が生じた日をいう。

キ 共済契約者は、カの資産移換申出を行う際には、法第 31 条の 4 第 1 項に定める被共済者の同意があったことを証する書類を添付する必要があること（則第 69 条の 16 第 1 項関係）。

ク 機構は、ア～キまでの手続が完了した後、移換先企業年金制度が DB である場合には資産管理運用機関に、企業型 DC である場合には資産管理機関に解約手当金相当額を移換するものとし、当該移換が終了したときは、遅滞なく、共済契約者及び被共済者に対して、その旨通知すること（則第 69 条の 18 関係）。

#### ④ 事業主等の手続

移換先となる企業年金制度を実施する事業主（基金を設立して実施する DB を実施する場合にあっては、基金）は、次に掲げる手続が必要となること。

ア DB については、規約に次の事項を定めること。なお、解約手当金相当額の移換があったときの通常予測給付現価から解約手当金相当額の移換がなかったときの通常予測給付現価を控除した額が、解約手当金相当額の合計額を下回らないように必要に応じて給付の設計を変更すること（則第 69 条の 17 第 1 号イ関係）。

(i) 合併等により機構から資産の移換が受けられること。

(ii) 機構から解約手当金相当額の移換を受けた場合には、解約手当金相当額の算定の基礎となった期間を DB の加入者期間に算入すること（解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合にあっては、その算定方法を含む。）（確定給付企業年金法施行規則第 96 条の 10 関係）。

(iii) DB と中退共で重複して加入していた期間（DB の加入者の資格を取得する以前の期間を通算した期間との重複した期間も含む。）がある場合には、中退共の掛金納付月数を加入者期間に通算できる範囲内で通算すること（確定給付企業年金法施行令第 22 条）。

(iv) 機構から移換がなされる解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること（則第 69 条の 17 第 1 号ロ関係）。

(v) 機構から DB へ解約手当金相当額の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該 DB の規約で定める方法により計算した額又は当該解約手当金相当額（確定給付企業年金法施行規則第 1 条第 3 号に規定するリスク分担型企业年金（以下(vi)において「リスク分担型企业年金」という。）の場合にあっては当該解約手当金相当額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）のいずれか高い額とすること（確定給付企業年金法施行規則第 32 条の 2）。

(vi) 機構から DB へ解約手当金相当額の移換を受けた者が死亡以外の要件により資格を喪失することとなった場合において、当該者が確定給付企業年金

法第 41 条第 1 項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該者に対して移換を受けた当該解約手当金相当額(リスク分担型企業年金の場合にあっては当該解約手当金相当額に移換を受けたときの調整率及び死亡以外の要件により資格を喪失することとなったときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)を支給しなければならないこと。(確定給付企業年金法施行規則第 32 条の 3)

- イ 企業型 DC については、規約に次の事項を定めること。
- (i) 合併等により機構から資産の移換が受けられること。
  - (ii) 共済契約者が企業型 DC を実施しようとするときは、厚生年金保険の被保険者たる従業員の過半数で組織する労働組合等の同意を得る必要があるが、企業型 DC の規約で定めるところにより、60 歳以上の継続雇用者であって、機構からの解約手当金相当額の移換に係る従業員も含めること(確定拠出年金法施行令第 1 条の 2 関係)。
  - (iii) 原則として企業型年金加入者となることができる者は「60 歳以下の者」に限られるが、企業型 DC の規約で定めるところにより、60 歳以上の継続雇用者であって、機構からの解約手当金相当額の移換に係る者については、この限りでないこと(確定拠出年金法施行令第 9 条の 2 関係)。
  - (iv) 解約手当金相当額の移換を受ける期日。
  - (v) 資産管理機関は、法第 31 条の 4 第 1 項の規定による資産移換申出があった日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日((iv)の期日)までに、解約手当金相当額の移換を受ける必要があること(確定拠出年金法施行令第 22 条第 2 項第 4 号関係)。
  - (vi) 解約手当金相当額が移換された企業型 DC の通算加入者等期間に算入する期間は、原則として中退共の掛金納付月数に相当する期間とすること。  
また、①特定退職金共済制度から個人単位で移換した資産(法第 30 条第 1 項)、②特定退職金共済制度と中退共に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産(法第 31 条の 2 第 6 項)、③企業年金制度と中退共に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産(法第 31 条の 3 第 6 項)、④解散存続厚生年金基金と中退共に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 7 項)がある場合におけるこれらの資産の算定の基礎となった期間のうち、中退共と重複して加入していた期間を除いた期間を掛金納付月数に加算することとすること(確定拠出年金法施行規則第 30 条関係)。
  - (vii) 機構から移換がなされる解約手当金相当額は、被共済者の個人別管理資産に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること(則第 69



条の17第2号イ関係)。

(4) 解除通知書の提出の際の注意点等

① 退職金共済契約の解除日及び移換先企業年金制度の実施日

解約手当金相当額の移換を行うに当たっては、中退共の加入期間と企業年金制度の加入者であった期間との間に空白の期間や重複期間が生じないことが望ましいことから、機構は、月の末日に退職金共済契約を解除することとし、共済契約者は、解除日の翌日に移換先企業年金制度を実施（解除より前から移換先企業年金制度を実施している場合にあつては、移換先企業年金制度における規約を変更）するものであること。

② 解除通知書の提出の際の注意点

解除通知書を提出する共済契約者の納付方式は、当月振替でなければならないこと。納付方式が翌月振替、当月納付（直接納付）又は翌月納付（直接納付）である共済契約者は、解除通知書を提出する前月25日までに納付方式を当月振替に変更する旨申し出ることとする。

(5) 機構が共済契約者に指導すべき事項

円滑な資産移換を行うために、機構は、共済契約者に対して、以下のとおり、周知、指導を行うものであること。

① 共済契約者は、法第31条の4第1項の資産移換申出を同項に規定する合併等をした日から起算して1年以内に行う必要があることから、機構は、当該期限内に申出を行う必要がある旨共済契約者に周知すること。

② 解約手当金相当額の移換に当たっては、共済契約者は、被共済者に2.(3)③イの退職金共済契約の解除の同意及び法第31条の4第1項に規定する同意を得る必要があるが、同意が得られない被共済者がいる場合であっても移換は可能である旨周知すること。また、当該同意を得る際には、共済契約者が被共済者に十分説明を行うことができるよう、機構から共済契約者に対し移換に係る必要な事項について周知すること。

③ 機構は、当月掛金を翌月に口座振替している共済契約者又は掛金納付原符による直接納付をしている共済契約者に対して、解除希望月の掛金の納付が解除希望月の末日までに確認できない場合は移換ができないことを周知し、共済契約者が至急当月振替に変更する手順をとるよう指導すること。

(6) 移換先企業年金制度の実施団体との連絡

機構は、法第31条の4第1項に規定する資産移換申出に係る被共済者であつて、

退職金共済契約の解除日前に退職又は死亡して、移換を行う被共済者とならなくなった者がいることを知った場合は、移換先企業年金制度の実施団体に対して、遅滞なく、その旨を連絡すること。

また、移換額を移換先企業年金制度の実施団体の預金口座に振り込むときは、当該実施団体に対して、その前日までに、振込日及び金額を連絡すること。

#### (7) 経過措置

「2. 中退共から企業年金制度への資産移換について」は、施行日（平成 30 年 5 月 1 日）以後に法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等が行われた場合に適用すること（改正法附則第 7 条関係）。

### 第 4. 留意すべき事項

#### 1. 合併等をした場合の包括加入の原則の考え方について

中退共を実施する中小企業者は、法第 3 条第 3 項に規定するとおり、同項各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結する必要があるが、合併等をした後一定の期間においては、やむを得ず 1 つの中小企業に中退共と企業年金制度という 2 つの制度が適用される従業員グループが併存（企業年金制度が適用される従業員グループが中退共の被共済者とならない）する状態が生じることは許容されること。ただし、それは雇用する従業員の意思の確認のための期間であり、合併等をした日から起算して 1 年を経過する日後、中退共が一部の従業員にのみ適用される状態である場合には、共済契約者は、当該一部の従業員以外の者は、例えば、則第 2 条第 4 号に掲げる者に該当することにより中退共の被共済者とならないこと等を確認する必要があること。

#### 2. 関係機関との連携

機構が、第 3 の 2. (2) の合併等の要件を確認する場合には、法第 31 条の 4 第 1 項に規定する資産移換申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に係る企業年金制度から中退共への資産移換に伴う企業年金制度の規約の変更を行っていないことを地方厚生局に確認すること。

また、地方厚生局から、確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項又は確定拠出年金法第 54 条の 5 の規定による資産移換の申出を行う事業主から機構への、当該申出の契機となる合併等に伴う法第 31 条の 4 第 1 項に規定する資産移換申出の有無について照会があった場合は、必要な情報を提供すること。

#### 3. 制度の周知

今般の資産移換の措置は、合併等をした日から起算して 1 年以内という限られた期間において共済契約者が申出を行う必要があり、当該期間を過ぎた場合には資産移換が認められないため、合併等に伴う中退共と企業年金制度間の資産移換が可能である旨、共済契約者等に十分周知し、合併等が行われる場合に共済契約者が本資産移換について検

討できるよう十分情報提供を図っておくこと。